**令和６年度貸切バス事業者講習会受講報告書**

**報告用ホームページより回答できない場合は、ウイルスチェック実施の上、メールにて提出**

|  |  |
| --- | --- |
| 報告用ホームページのアドレス | メール送付のアドレス |
| <https://forms.office.com/r/uJTTCUsj7F> | [hkt-hokkaido-zh@ki.mlit.go.jp](mailto:hkt-hokkaido-zh@ki.mlit.go.jp)  北海道運輸局 保安・環境調整官　あて |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名： |  |
| 営業所名： |  |
| 営業所管轄運輸支局名： |  |
| 担当者名： |  |

以下の設問は、今年度の講習会の内容に関連するものです。

これらの各設問について、「はい（又は正しい）」の場合は「○」、「いいえ（又は誤り）」の場合は

「×」のいずれかの回答欄を選択してください。

なお、設問の正当は、視聴締切日以降に、北海道運輸局のホームページに掲載いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問１ | 泊まり運行など遠隔地で行う始業・終業点呼の記録は、点呼実施状況の記録に加え、「アルコールチェックの様子を撮影した画像」及び「運転者の音声記録」があれば問題ない。 | ○  　× |
| 問２ | 手書きの点呼記録を一週間以内にスキャンして、電子ファイルを一年間保存した。 | ○  　× |
| 問３ | 長い下り坂ではフットブレーキを多用し、スピードが出すぎないように注意すべきである。 | ○  　× |
| 問４ | 点呼を実施する際に、アルコール検知器使用時の画像を記録しているので、点呼の実施状況も確認がとれていると思い、動画の保存を実施せず、アルコール検知器使用時の画像のみ保存していた。 | ○  　× |
| 問５ | 初任運転者に対して、指導監督指針第２章２（２）に定められている事項の、①～⑥について２０時間、⑦の実技指導について１０時間の合計３０時間を実施したため、事業用自動車の運転者として選任した。 | ○  　× |
| 問６ | 北海道運輸局管内において平成３０年度以降に確認された法令違反事項別の処分件数で、最も違反件数が多かったのは乗務記録に関する事項である。 | ○  　× |

講習会の内容や配信方法について、ご意見等ございましたらご記入願います（自由入力）。

|  |
| --- |
|  |

【担当】

北海道運輸局自動車技術安全部

整備・保安課　担当：永山　電話：011-290-2754